



Eld: *Kon Matsuo*
〒545 1-1307, 1-6, ASAHI MAE,
ABENO, OSAKA, JAPAN.

15, Mar. '89 N-ro. 325

イオノハ通信

大阪市阿倍野区旭町1-6, 1-1307
TEL. 06-647-4089

向井孝

犬山新鶴町666

久しぶりに大坂やユタをのぞいたうふう子さんをみて「エライ元気そにならはりましたな」という、「よう知つてる」と思つたう。大分まことにきいた私服か、「いま入院ゆで・向井も大へんやう」と云うてたとか……。

「のり付き切手の件」その後政監察室から、何の音沙汰もなし。全国百数十カ所をしらべた大がかりの調査、どうなつたんやうか。出方によつては、未認定の郵便で逆に告発したう。と、こつちは待つてゐるやけど……。

▼ ふう子さんも一しょにえ月27日（3月2日）～3月4日（3月4日）上京。
27日一夜ワ時、早稲田日本キリスト教會で、ザ・ガサ国賠前夜集会。へといつても参観者20数人。（天野さんとぼくが20分ずつ話したほか、秋の嵐や・平井さんの報告）

ぼくにとつての国賠とは

「ヒロヒト罪位50年風刺ステッカー事件」からはじまって、かぞえてみたらこの13年間に、ぼくは「ガサ」を五回、そのうち④がるみでは——というとエライ大げさやけど、まあ誰でも親しい友達同士でやるカゲ口程度の、あ誰かがパロディびら、風刺新聞を、おもしろ半分でつくつただけのことやのに——三回グラつたことになる。つまりその分は「不敬罪ガサ」というわけである。（そらまあ戦前なら、ビラ一枚でもブタ箱入りまちがいなしやつたやろけど、ナンデいまだき不敬罪？）

もちろんいまは憲法第21条があって、立て出せば、当然のことながら起訴もタイホもまえながら利益はある。黄門さんではないが、「この紋所が眼に入らぬか」と、「準抗告

を立てるか、ビラ一枚でもブタ箱入りまちがいなしやつたやろけど、ナンデいまだき不敬罪？」

が、「この紋所が眼に入らぬか」と、「準抗告を立てるか、ビラ一枚でもブタ箱入りまちがいなしやつたやろけど、ナンデいまだき不敬罪？」

を立てるか、ビラ一枚でもブタ箱入りまちがいなしやつたやろけど、ナンデいまだき不敬罪？」

が、「この紋所が眼に入らぬか」と、「準抗告を立てるか、ビラ一枚でもブタ箱入りまちがいなしやつたやろけど、ナンデいまだき不敬罪？」

を立てるか、ビラ一枚でもブタ箱入りまちがいなしやつたやろけど、ナンデいまだき不敬罪？」

を立てるか、ビラ一枚でもブタ箱入りまちがいなしやつたやろけど、ナンデいまだき不敬罪？」

を立てるか、ビラ一枚でもブタ箱入りまちがいなしやつたやろけど、ナンデいまだき不敬罪？」

を立てるか、ビラ一枚でもブタ箱入りまちがいなしやつたやろけど、ナンデいまだき不敬罪？」

を立てるか、ビラ一枚でもブタ箱入りまちがいなしやつたやろけど、ナンデいまだき不敬罪？」

を立てるか、ビラ一枚でもブタ箱入りまちがいなしやつたやろけど、ナンデいまだき不敬罪？」

の発行人やから、とガサの責任者警視庁公安一課岡澤がぼくに云つた宅でガサがおこなわれた

4・ビラ入れが建造物不法侵入なんていうて、しかも発行人宅までガサするのは、「天皇を誹謗するビラ号外新聞」に対する「不敬罪」的取締りであるのは明らかで、その故意と違法性は許されない。國と東京都は百万円を払え——という趣旨である。

これでぼくは、この「号外新聞不敬罪事件」を立てるか、いま、三つの国賠をやつてる

一つは一審の勝訴、高裁で逆転した「踏み絵ビラ御名御璽事件」で、最高裁上告中、もう1年あまり音沙汰なし。もうひとつはご存知「ガサ国賠」。

しかし「裁判に頼るなんてほんまにどうしようもないで。骨折り損のくたびれもうけや、どんなにこっちが正当でも、まず見込みなし。まともな裁判官は百人に一人で、クジに当たるようもんやんか」とFさんは云うし、ぼくもつくづく、「そやなア」とおもう。

しかし、百分の一でもやつぱりクジは引かんと当たらへん。そのうえ何というても、デッチ上げ「ガサ」の実態は、裁判でしか、世間一般には伝えられん。新聞などでおおっぴらにする機会はこれしかない——という現実がある。

「こんなメチャクチヤなガサ、とても常識で考えられるか」と云うても、知り合いでさえ「そらアンタは別や、ふだんからニラマれてる」いう返事がかえつてくるし、世間ではただガサが入ったというそれだけで特別視して「火のないところに煙たたへん」と思つてしまふ。

だから、「不当で違法なガサ」の問題を、大衆的にひろげるなんてことは、とてもムズカしい。というよりかえつて特別視され、孤立するぐらいがオチである。

ところがただひとつ、そのような市民大衆に、こちらの云い分を伝えることができ、市民の方もまともにきいてくれる機会をつくれることがある。

それが「裁判」である。
裁判というても、密室みたいな法廷で「意

とところで、この2月17日第一回頭弁論をひらく、「号外新聞不敬罪事件国賠」については前号にその準抗告の全文がのつてるのでくわしい説明を省くとして、要は——
1・昨年7月、荒川区のマンション四力所の玄関「集合郵便受け」にビラが入つていた。
2・そのビラは「天皇陛下誹謗のビラ（号外新聞）」であつて、そのビラ配布は、「建物不法侵入罪」に当たる。——という理由。

裁判といつても、密室みたいな法廷で「意

見陳述」したって、新聞が一々かくわけやない。

だから、裁判でこういうことを主張してゐる
一ということでの、裁判所を証人にしての、
世論をうごがすキャンペーンがあるだけだ。
そして世論を一番いやがるのは警察やーと
いうことでいうと、たとえばこの「ザ・ガサ
など、アリンコほど微小なもんやけど、警察
にとつて、できれば叩きつぶしてしまいたい
もんの一つにちがいない。

としたら、「ザ・ガサ」は、一そうちこれか
がんばつてもらわなアカン。

丸岡さんからの手紙（抄）

☆受け取つた物。十二・六に「しえんれんニュース88号」を受取りました。今回
は5日間で入つたようです。一話。

②十一月八日に大阪と東京の四ヶ所で、ガサがあつたとに驚いています。天皇代ロディーのビラが東京のマンションの廊

便受けに放り込まれていただけで、被疑者氏名不詳のままに「違造物侵入罪」とは、チリ・ファシストのピノチエツトも

あのＫＣ－ＩＡもピックリのガサです。それに何と令状請求者があのギョロ目の四十肩の根本忠正ではありませんか。こいつは私の愚問の責任係長で二十一日の深夜の逮捕後の二十二日の朝にもう登場してきた男で、新左翼専門です。年齢は五十にもう近く新潟県阿賀野川上流の農家で、の傍で、中東出張の経験者でもあり、ノンキヤリア組公安の中では出世組の奴です。いつも背つぼい背広を着、趣味の懸念ネクタイをしています。——附——

なぜこの男が天皇ビラで出て来たのか
不思議です。簡裁のチンビラの裁判官も
あの悪名高き公安の手先（つまり犬の犬）
高橋省吾とは、このガサは去年十一月か
らの一連のガサとは比較のしようがない
ほどの無茶苦茶な暴挙です。このやり方
が通用するのであれば、もう誰であろう

△号外新聞△を読む

若生
不二男

太 内閣邦議大臣 竹舌昇」という政府発表である。これだけでも分かるようにこの「号外新聞」

「一号外新聞」4月29日号を手に入れたのは3月下旬のこと、少々SFもどきだが、内容もまた架空のものであった。

発行所等、紙面に見られるものはすべて架空であるので送付された封筒の裏書きで発行人を紹介すれば、「富田翠太郎」という人である。富田川、富田林など関西方面の地名読みに敬えれば「とんだことだらう」となる。関東地方にこれだけのパロディ精神と反天皇的羈氣のある人はあまりいないから、やはり関西の人の仕事であろう。

その内容であるが一面トップ記事は四段ぶ
ち抜き黒枠草書体の「天皇崩御」の四文字と
ありし日の天皇写真、そして「天皇階（陛下で
はない——筆者注）下には本日午前零時二
十五分宮（宮ではない——同）内庁病院にお
いて崩御あらせられる 宮内庁冗官 審査官

皇太子が天皇になる践祚は天皇崩御後一分
秒でも間があいてはいけないので、「零時二
〇分を期して玉体から」医療器械を取りはず
し「五分後の同二五分にご臨終を仰ぐこと。
臨終時間の変更が起る場合は恐れ多きことな
がう靈應処置をとり奉ること」が決定されて

卷之三

アシナガバヒメノモモ

竹吉吉松は誰も会見で「大行陛下の御一命の御理想であつた平和國家建設に向けて」、「自衛隊の全面廢止を断行」「正式の陸海空軍を発足」させると語つたこともある。

また「新帝陛下は」「新元号を國民投票で決定したい」とも語ったらしい。廣告には映画「帝都物語」「ラストエンペラー」があり、さらに「社告」で「不敬にわだる」誤植が多いので「本号を以て号外新聞社を解散」とある。

多くの労力と費用をかけて、このような天皇制批判を打つ人がいることを紹介した。ただ末尾の編集後記（「編集室」）的記事は蛇

卷之四

とおおづかく有罪
といふことは、たゞ
といえば京大助手の
身分保全にしてそ
エライ立派な人

御可禁の明解が
第一と云ふ事得て
とかつて得てし
御可禁の明解が

罪あるこじつけ
有罪八年。その上
手がくんだという
かちよつびり良心
が痛むのが、無

田舎井にカバ逃
金したのが「強盗
致死ぼう助」だあ
だるという。カバと

「アーヴィングの『アーヴィング』、彼の入門書
キーノー『風やかさ』、H.H.
アンド『未完成の書』

2

三